

防衛省設置法等の一部を改正する法律案の概要(平成31年度予算関連法案)

1 自衛官定数等の変更

- 防衛省の所掌事務をより効果的に遂行し得る体制を整備するため、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を変更

○ 施行期日:平成32年3月31日までの間において政令で定める日

●即応予備自衛官の員数【自衛隊法第75条の2】

	現行の規定	改正案	増減
陸上自衛隊	8,075	7,981	▲94

●自衛官の定数【防衛省設置法第6条】

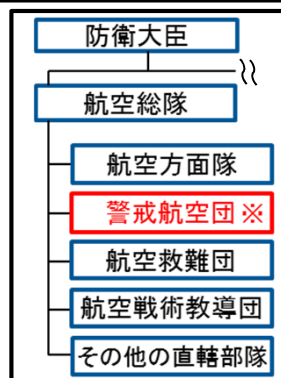
	現行の規定	改正案	増減
陸上自衛隊	150,834	150,777	▲57
海上自衛隊	45,360	45,356	▲4
航空自衛隊	46,936	46,923	▲13
共同の部隊	1,288	1,350	62
統合幕僚監部	372	376	4
情報本部	1,910	1,918	8
内部部局	48	48	0
防衛装備庁	406	406	0
合計	247,154	247,154	0

2 航空自衛隊の部隊の改編

- 早期警戒管制機及び早期警戒機による警戒監視態勢を強化するため、警戒航空隊を警戒航空団(仮称)に改編【自衛隊法第20条】

○ 施行期日:平成32年3月31日までの間において政令で定める日

【参考:※部隊所在地】
浜松、三沢、那覇(変更なし)



3 ACSA(物品役務相互提供協定)関連

- 新たに日加ACSA及び日仏ACSAを締結する見通しであることに伴い、カナダ軍隊及びフランス軍隊に対する物品・役務の提供に係る規定を新設

【日加ACSA:自衛隊法第100条の12及び第100条の13 日仏ACSA:自衛隊法第100条の14及び第100条の15】

<物品・役務の提供が可能な場面>

- ・ 自衛隊がカナダ軍隊又はフランス軍隊とともに訓練する場合
- ・ 自衛隊が以下の活動を行う際に、カナダ軍隊又はフランス軍隊が共に現場に所在して同種の活動を行う場合

海賊対処行動 災害派遣 機雷等の除去 在外邦人等の保護措置、輸送 国際緊急援助活動等 情報収集活動

- ・ カナダ軍隊又はフランス軍隊が連絡調整等のため一時的に自衛隊の施設に滞在する場合
- ・ 自衛隊が連絡調整等のためカナダ軍隊又はフランス軍隊の施設に一時的に滞在する場合

<物品・役務の提供として行う業務の区分>

補給 輸送 修理・整備 医療 通信 空港・港湾業務 等 ※武器の提供は除く

- 国際平和協力業務等を行う自衛隊の部隊等による、大規模災害に対処する外国軍隊への物品又は役務の提供の対象国にカナダ及びフランスを追加

【自衛隊法第84条の5】【PKO法第33条】

- 施行期日

日加ACSAに関する規定:日加ACSA効力発生の日

日仏ACSAに関する規定:日仏ACSA効力発生の日

【参考:ACSA既締結国】

米国、豪州、英国